

第 7 1 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成 3 0 年 3 月 2 3 日

開会 午後 3 時 5 分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

当該審議に入ります前に、「文書による意見の開陳等」にかかる当審議会の要綱を説明させていただきます。委員の皆さまは、お手元にごございます大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱をご覧ください。本要綱第 4 条第 1 項には、「委員は、審議会の会議に出席できない場合であっても、会長の許可を受けたときは、審議会において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。」と規定され、会長の許可を受ければ、文書により審議会で意見を開陳等できる旨を定めております。また、同第 4 条第 2 項には、「審議会の会議において、意見を開陳し、または議決に加わる場合には当該委員の出席があったものと見なす」と規定され、前項により意見を開陳等した委員については出席と見なす旨定められております。

本審議会の委員数は 9 名でございますが、現在 4 名のご在席があり、また、翁長委員におかれましては会長の許可を受け、別途文書により今回案件についての意見を開陳し、議決に加わる旨の意思表示をされておられることにより、出席があったと見なしますため、本会議の出席者は 5 名となり、審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを、ご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件 2 件についてご審議をお願いいたします。なお、配付資料についてですが、「会議次第」、「配席図」、「委員名簿」、「大阪市意見（案）について」、「（仮称）ライフ住吉山之内店の新設の届出に対する住民等意見書の概要」、「住民等意見書に対する設置者の回答」「軽微な延刻等に係る手続きの状況」の計 7 種類、加えて傍聴の方には「傍聴の際の注意事項」「大規模小売店舗出店のルール」及び「審議案件に係る届出要約書」を配付させていただいております。不足等はないでしょうか。また A 4 横のパワーポイントの紙資料は前に映すものをプリントアウトしたものです。ご参考にお使ください。

傍聴の皆様には、先にお配りしています注意事項に従い、円滑な審議会の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

報道機関の方々につきましても、これより写真撮影、録画、録音についてはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

それでは、加藤会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○加藤会長 お集まりいただきありがとうございます。それでは早速ですが審議に入りたいと思いますが、本日ご審議いただきますのは新設案件 2 件で、議事の進め方としましては次第に従いまして審議案件をお諮りしたいというふうに考えています。

それでは議事（１）の①（仮称）心齋橋筋二丁目プロジェクトの新設に関する届出内容につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは事務局より説明させていただきます。

（仮称）心齋橋筋二丁目プロジェクトの新設についてですが、冒頭、資料の修正がありましたので、ご報告します。騒音関係で、届出書１２ページの（１）予測地点の選定理由のうち、西側の予測地点dの敷地境界線上の予測高さが２．３mとなっておりましたが、２．２mであることが判明しましたので修正します。また同じく１２ページ（２）夜間における発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の表ですが、予測地点dの高さが２．３mから２．２mに修正になります。以上の点について、本日ご欠席ではありますが、翁長委員からご指摘いただきました。それでは、案件の説明に戻させていただきます。

本件は、大阪市営地下鉄心齋橋駅から南へ約３１０mの中央区心齋橋筋２丁目１１番３外６筆に、５階建ての商業施設を新設するとして届出があったものです。店舗面積は２，４４０平方メートルで、設置者は特定目的会社ロンジヴィティ、小売業を行う者は未定となっております。用途地域は商業地域、平成２９年９月２６日に届出があり、新設予定日は平成３０年９月１日です。

敷地周辺の状況としまして、まず、計画地全体を上からみたものです。計画店舗は心齋橋筋のアーケードに面している部分と、南側の道路に面している部分以外は、周辺建物に囲まれています。次に、計画地西側道路から、南方向の写真です。同じく、西側道路から北方向の写真です。次に、南側道路から東方向の写真です。同じく、南側道路から西方向の写真です。次に、南側から北方向の写真です。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。建物１階には荷さばき施設が１０．８平方メートル、自動二輪車が２台と原付用が５台設置されております。駐輪場は５階に、８２台設置されており、また、廃棄物等保管施設は、保管容量１６・６立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが、午前９時から午後１１時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前８時３０分から午後１１時３０分までとなっております。駐車場の出入口は、隔地駐車場が２か所あり、それぞれ出入口が１箇所設けられています。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前６時から午後０時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、計画地の南西方向にある隔地駐車場①の出入口付近の写真、出入口の前の一方通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。次に、計画地の北西方向にある隔地駐車場②の出入口付近の写真、出入口の前の一方通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。次に、搬入車両の出入口周辺の状況といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し西側より見たものです。出入口の前の一步通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。建物は地上５階建てとなっております。店舗面積は１階に、６６８平方メートル、２階に、５７８平方メートル、３階に、

614平方メートル、4階に、580平方メートルの合計2,440平方メートルです。主として販売する物品は、生活雑貨品等でございます。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると38台となります。これに対し設置台数は38台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店経路はご覧のとおりです。また、来客の自動車の退店経路はご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲5地点に設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。まず、北側の予測地点A。写真では写っておりませんが、黄色で示した店舗と計画店舗が隣接している部分になります。次に、東側の予測地点B。こちらも写真では写っておりませんが、黄色で示した店舗と計画店舗が隣接している部分になります。次に、南側の予測地点C。こちらも写真では写っておりませんが、黄色で示した店舗と計画店舗が隣接している部分になります。次に、西側の予測地点D。こちらも写真では写っておりませんが、黄色で示した店舗と計画店舗が隣接している部分になります。次に、南西側の予測地点E。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が11.4立方メートルに対して、保管容量合計16.6立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見書の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成29年10月13日から平成30年2月13日までの4ヵ月間行いましたところ意見書の提出はありませんでした。なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、附帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮に努めること。また、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮すること。との、とりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

○加藤会長　ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○山本委員　設置者が特定目的会社になっていますが、実際は特定目的会社が管理をされることはないと思うのですが、今後はどうなるのでしょうか。

○事務局　今のところはそこまで把握しておりません。

○加藤会長　これは出店予定者の販売種目が雑貨ということですが、まだ具体的にどの小売店かは決まっていないということですね。

○事務局　はい。まだ具体にはどの小売店かは決まっていないとのことですね。

○加藤会長　大店立地審議会では、具体的に決まった段階で、それを審議するという事はないのでしょうか。

○事務局　小売業者によって大きく環境が変わることがある場合は審議の対象になりますが、今のところ、小売業者の販売種目が雑貨で、大きな変化がないということでご審議いただきたいと考えております。小売業者が特定目的会社ではないと思いますが、どこになるかはこちらでは把握しておりません。

○加藤会長　大店立地審議会では、具体的な企業や業種が分からなくても、一定の環境基準をクリアしているかどうかを我々は審議するということですね。

○事務局　そうなります。

○加藤会長　この店舗の周辺には住んでおられる方はいるのでしょうか。騒音など、住んでいる方の生活環境を保持するというのが大店立地審議会の主たる審議内容になるかと思えます。

○事務局　まわりは商業ビルですが、少し離れたところには住居があります。心齋橋筋に面していますので、ほとんど住んでおられる方はおられない状況ですが、裏の方にはいくつか住居があります。

○加藤会長　そうすると騒音の予測値は、住んでいるか住んでいないかに限らず、基準を決めているということですか。

○事務局　予測値は、基準に沿って、地点を決めて計測しています。

○加藤会長　もっとも悪影響といいますか、騒音について大きく影響があると思われる地点で測定しても一定の基準をクリアしている。ですので、そこからもっと遠いところに住んでいる人については、騒音は深刻な問題にならないということですね。

○事務局　ただ、翁長委員からは「夜間の騒音レベル最大値の予測値がc地点で規制基準値と同値となっており、運用開始後も機器のメンテナンス等には十分配慮する必要があると思えます。」とのご意見をいただいております。

○加藤会長　ただ、住んでいるということ的前提にして、同値の場合にはそれだけの影響があるので、配慮してほしいというのが一般的ですよね。あと駐車場は隔地駐車場で、この店舗のためにきちんと確保されているということですね。

○事務局　隔地駐車場のうち、この店舗での届出の台数を使うということで、マス決めをしているわけではないです。

○加藤会長　隔地駐車場の利用状況を見て、利用者が行ったときに利用できることが前提

で、区割りをされているわけではないということですね。

○事務局 隔地駐車場の利用状況から、今回の届出台数分の来客があったとしても利用できることを確認して、隔地駐車場として届出いただいているものです。

○加藤会長 店舗の立地上、ほとんど車で来店されることはないと思われませんが、大店立地の指針で決まっているので、その台数を確保しないといけないということですね。

他にありませんか。

○澤村委員 自転車と自動二輪車の入口はどこになるのでしょうか。

○事務局 南側の入口から、荷さばき施設と記載されている横の入口になるのですが、自転車についてはエレベーターで屋上に上がり、自動二輪車、原付バイクは一階にとめるようになっていきます。

○澤村委員 駐輪場の台数があるので、車よりも自転車で来られる方の方が多いのではないかと思います。入口が分かりにくかったので質問させていただきました。

○加藤会長 駐輪場については、大阪市の附置義務条例があって、その台数をクリアされているということですか。

○事務局 届出台数は原付の5台を含めて87台になっています。附置義務条例上は82台ですので、ほぼ同数の台数が確保されています。

○加藤会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

それではこの案件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴しましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局からあった説明の附帯意見4点、これを申し添えたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは当審議会における意見を有しないものとして、附帯意見を申し添えることにしたいと思います。

続きまして議事(1)の②です。(仮称)ライフ住吉山之内店の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 「(仮称)ライフ住吉山之内店」の新設について、ご説明いたします。

本件は、JR阪和線我孫子町駅から南西へ約350mの住吉区山之内1丁目2番3に、3階建てのスーパーマーケットを新設するとして届出があったものです。店舗面積は1,758平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。用途地域は第二種用途地域・第二種中高層住居専用地域、平成29年9月29日に届出があり、新設予定日は平成30年5月31日です。

敷地周辺の状況としまして、まず、計画地全体を南東側から写した写真です。次に、計画地南側道路から、西方向の写真です。同じく、南側道路からさらに西方向、マンション計画予定地の前の写真です。同じく、南側道路から東方向の写真です。同じく、南側道路から北方向の写真です。次に、マンション計画予定地の西側から北方向の写真です。次に、東側道路から西方向の写真です。計画地北側は大阪府立大阪南視覚支援学校になっています。同じく、東側道路から南方向の写真です。同じく、東側道路から北方向の写真です。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は、敷地西側に54台設置されております。駐輪場は建物の東側に89台設置されており、うち5台が原付です。また建物南側に自動二輪車用として1台設置されております。また隔地駐車場としてJR我孫子町駅南駐車場に2台あります。荷さばき施設は、建物南側に61平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設は、建物南側に保管容量13.5立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時50分から翌午前2時10分までとなっております。駐車場の出入口は、敷地西側の駐車場には出入口が1箇所、隔地駐車場には入口1箇所、出口1箇所設けられています。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し東側より見たものです。同じく、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し西側より見たものです。出入口の前の一方通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。次に隔地駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、隔地駐車場の入口付近の写真ですが、入口正面から少し南側より見たものです。同じく、隔地駐車場の出口付近の写真ですが、出口正面から少し南側より見たものです。出入口の前の一方通行の道路より、左折イン、左折アウトとなっております。次に、搬入車両の出入口周辺の状況といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から西側より見たものです。出入口の前の一方通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。建物は地上3階建てとなっております、店舗面積は1階に1,012平方メートル、2階に746平方メートルの合計1,758平方メートルです。主として販売する物品は、食料品・日用品・雑貨・衣料品等でございます。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると56台となります。これに対し設置台数は56台となっております、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店・退店経路はご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲4方向4地点に設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。まず、東北側の予測地点A。次に、南側の予測地点B1。次に、南側の予測地点B2。次に、西側の予測地点C。次に、北側の予測地点D。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が8.2立方メートルに対して、保管容量合計13.5立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見書の検討状況につ

いてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成29年10月13日から平成30年2月13日までの4ヵ月間行いましたところ10通の意見書の提出がございました。お手元の「(仮称)ライフ住吉山之内店の新設の届出に対する住民意見書の概要」をご覧ください。

意見の概要としましては、主に駐車場の出入口に関するもの、営業時間の長さに関するものとなっております。まず1点目。計画地南側の一方通行の道路に駐車場の出入口を設けることをやめて、東側の広い道路側に設けてほしい。①一方通行の住宅街に朝から深夜まで、車両の通行量が増えることにより、危険も騒音も増える。②車イスを利用されている方、歩行器や杖を使用されている方、子供達、高齢者が、車両が増えることで危険が増す為、外出しづらくなる。③狭い道に車両が増える為、デイサービスの施設等を利用されている方々の送迎車両が停車したとき、渋滞が発生し、事故につながる事になる。④一方通行の出口に老人施設とデイサービスセンターがあり、利用者の乗り降りに支障が出る。⑤駐車場の出入口のゲート音等が朝から深夜まで発生し、近隣住民にとって迷惑となる。⑥道幅最少3.3メートルで、駐車場の出入口の前には住宅があり、運転ミスにより住宅に追突される危険がある。⑦住宅の玄関先がすぐ道路ということもあり、大きな荷物車(トラック等)が頻繁に通る事により、住民が危険性を感じ、精神的にも不安定になる。⑧道路が狭いので、車の通行に際して、店舗側のガードはきちんとして頂かないといけない。⑨道路が狭いので、大型車で荷物搬入は禁止してほしい。

これに対し、設置者からは、出入口の配置に関して、東側については、敷地南東部分は交差点及び横断歩道で出入口を設けることがそもそもできず、北東部分に設けると視覚支援学校の校門の真横に隣接することになるため、安全性に課題がありました。従って南面ならば良いということではありませんでしたが、接道が東側、南側の2面しかないため、出入口をいずれかで設ける必要があり、2択の結果、視覚支援学校への配慮や、用途地域の基準で一定の店舗規模が確保できないなど法令上の制約もあり南側への配置を判断しています。

ただし左記の安全に対するご指摘についてはご意見の内容を真摯に受け止め、開業後の店舗運営に生かして参ります。出入口の安全性を含め、事故が頻発するような店舗は消費者からも支持は得られないため、頂いたご意見を念頭に適宜、誘導員を配置するなど安全対策については十分配慮していきます。なお左記⑤の出入口ゲートのブザー音については、発生しないタイプのゲートを採用することで周辺に配慮します。との回答を得ています。

2点目。営業時間の長いスーパーは環境悪化につながるため、出店しないでほしい。①駐車場の時間帯を制限し、夜遅くならないようにしてほしい。②営業時間は7時から22時までにしてほしい。

これに対し、設置者からは周辺店舗の営業時間の状況などから現時点では同等の開店9時、閉店24時を想定しています。7時～翌2時は開業時や特別なセールなど限定的に運用する計画です。ただし環境悪化のご懸念については、深く受け止め、利便性の向上にご支持を頂けるよう店舗を運営して参ります。との回答を得ています。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏ま

えた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、附帯意見案としまして、

新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮に努めること。また深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止超に十分配慮すること。との、とりまとめを行っているところでございます。

住民意見が多数出ている計画地南側の駐車場の出入口に関しましては、住民の家屋等が一部道路にはみ出していること、事業者が法令を順守し、関係各所との協議の結果判断されていること、また交通整理員の配置等安全対策に配慮するとの回答もあることから、本市としては、先ほどの4点を附帯意見とし、交通整理員の配置については口頭意見として配慮を求めていくことを考えております。以上で説明を終わります。なお、翁長先生から「昼間の等価騒音レベルの予測値が、B1地点で基準値とわずか1dB差となっています。最も寄与が大きい音源は廃棄物収集作業音（圧縮）であり、作業をできるだけ短時間で効率よくおこなうよう指導する事が必要と思われまます。」とのご意見をいただいております。

ご審議よろしくお願いたします。

○加藤会長　それでは委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○澤村委員　おとなりのマンションの駐車場の入口はどこになるのでしょうか。

○事務局　まだマンションが計画されているということしか把握できておりませんが、西側の方になるのではないかと推測しています。

○澤村委員　店舗とマンションの駐車場の入口が同じところにあると余計にたいへんですよ。ここの道路の普段の交通量はどのなのでしょう。

○事務局　あまりないようには聞いております。それだけに住民の方からはご意見が出ているのではないかと考えております。

○加藤会長　審議の一つポイントになるかと思うのですが、今まであまり交通量がないところに、商業施設ができて、そこを来店するために車が利用されるので、安全を危惧されていると思います。オープン後の車の量がどれぐらい増えるのかは数値が出ているのですよね。

○事務局　指針からの数字になりますが、指針の台数が56台、ここの駐車場は54台ですので、その分の交通量、ピークとしては1時間84台というのが指針の数字となっています。

○加藤会長　1時間84台はピーク時になるということですが、指針からの逆算ですよ。実際どうなのか。大阪市内なので、そんなに遠くから来るとは思えず、車の利用者はそんな

に多くないのではないかととも思うのですが。大店立地法の指針は、特定の地域の状況を想定しているわけではなく、一般的なものですので、必ずしも実態と合わないということがあるのですが、実態としてどうなのでしょう。我々の判断の重要なポイントになるかと思いますが、このあたりにもいくつか商業施設があるかと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局 支援学校の北側にスーパーがありますが、その店舗は自転車での来客が多いようで、車で来られているのは少ないようでしたので、同様に少ないのではないかと予測しております。300メートルぐらい離れたところにもスーパーがありますが、ここも車の利用あまりございませんでした。

○加藤会長 ほかにございませんか。

この駐車場の出入口のところが、食い込んでいるように見えますが、これは事業者が、いわば自分の敷地を削って、出入りをしやすくしていると考えてよろしいのですか。

○事務局 道路幅を一定以上確保する必要がありますので、それを確保するために、事業者の方でセットバックしています。駐車場の入口を確保すると、また駐車まちスペースを確保するためもあると聞いています。

○加藤会長 この出入口は、車が入りやすく、出やすいように、配慮された形になっているのですか。

○事務局 運転するとき、入るために膨らむというのがあるので、ある程度歩道を広くとって、奥行きを取って、膨らまずに入れるようにしていると聞いています。

○加藤会長 ほかにございませんか。

住民意見の中で、車が増えることによって、住民の安全が損なわれるのではないかと心配に対して、設置者は、意見の内容を真摯に受け止め、開業後の店舗運営に生かしてまいりますと言っていますが、これは具体的にいうと何をさしているのでしょうか。

○事務局 状況を見ながら、適宜、交通整理員をたてることによって、交通安全については十分配慮すると聞いております。特に交通整理員がいるのといないのでは全然違いますし、これだけの意見書も出ておりますので、住民意見を真摯に受け止め、きちんと対応していただきたいと思っております。

○加藤会長 ほかはいかがでしょうか。

設置者側も十分に配慮するということですが、交通整理員は常時ではなく、適宜、立てるとのことですか。

○事務局 時間帯もあるかと思しますので、最初のうちは車がどれだけ入るのかということをしきりと確認いただき、適宜、対応いただきたいと考えております。

○加藤会長 いかがでしょうか。今のままで行きますと、通常の附帯意見が付くだけですが、設置者側もきちんと対応するとは言っておりますが、念押しで、附帯意見をつけるかどうかというところだと思います。これだけ住民の方の安全性に対する懸念があると、審議会としても重く受け止めて、附帯意見にするか、口頭意見とするかを考えないといけないと思っておりますがいかがですか。

大店立地審議会は、よほどの問題がない限りは、大型店の出店を前提にして、その出店が周辺住民の生活環境の保持と抵触しないように審議する場で、利用者の安全性や、また騒音

などの生活環境がきちんと守られるかを重く見る審議会だと思しますので、特に問題になっている利用者、歩行者の安全に十分留意されるような附帯意見をつけた方がいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

計画地南側は住宅地で、住宅地に来客車両が増えるであろうことが予想される。その車両の状況を確認しながら、駐車場の出入口には交通整理員を適宜、状況を見ながら、適宜、配置して頂いて、歩行者等の安全に十分留意されたいというのを、附帯意見として付け加えてはいかがと思うのですが、よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○川崎委員 この周辺のライフは9時ぐらいに閉店だと思うのですが、閉店時間が遅く設定されているというのは、遅くなるかもしれないからということでの設定でしょうか。

○事務局 この時間帯での届出は多くあるように思います。この店舗の場合も、届出は7時から夜中2時までとなっていますが、通常は12時ぐらいに閉店し、セール時や年末年始などは時間を延長するというので、この時間で届出されると聞いています。

○加藤会長 わかりました。ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

この案件につきましてもいろいろ委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいります。事務局から説明のありました附帯意見4点、それからこの審議会の中での附帯意見をつけることで、ご異議ございませんでしょうか。

それでは当審議会における意見を有しないものとして附帯意見を申し添えるということにいたしたいと思えます。

それでは次に報告事項として軽微な延刻等に係る手続状況につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、軽微な延刻等にかかわる手続き状況等について、1件ご報告いたします。店舗名称は「藤田不動産ビル（ライフ新大阪店）」、地下鉄御堂筋線 東三国駅から西へ約300メートルのスーパーマーケットで、所在地は淀川区西三国1丁目89番1号。設置者は藤田不動産有限会社、小売業者は株式会社ライフコーポレーションとなっています。今回の届出事項は、①駐車場の収容台数の変更、②駐車場の出入口の数および位置の変更で、平成29年9月13日に届出があったものです。変更日は、平成29年2月24日、用途地域は、第一種住居地域です。

変更内容ですが、変更前の駐車場の収容台数は、第一駐車場が42台、第二駐車場が61台で合計103台でしたが、変更後は第一駐車場が40台、第二駐車場が11台で合計51台になっています。駐車場の出入口の数は、変更前は、第一駐車場が入口1箇所・出口1箇所、第二駐車場が入口1箇所・出口1箇所合計4箇所でしたが、変更後は第一駐車場が入口1箇所・出口1箇所、第二駐車場が出入口1箇所合計3箇所になっています。こちらは変更前後の駐車場の位置になっています。

縦覧期間は、平成29年9月29日から平成30年1月29日、住民意見なし、本市意見なしとしております。軽微区分は、駐車場の収容台数の変更、駐車場の出入口の数および位置の変更で、交通に関する検討の結果、変更前後で比して周辺的生活環境に及ぼす影響がほ

とんどないと認められるもの、としております。以上で報告を終わります。

○加藤会長 軽微な案件について、何かご質問はありますか。

それでは市長から依頼がありました新設案件2件、それから変更案件1件についての調査審議は以上で終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましてはご一任いただけますでしょうか。

それではご一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。それではこれもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会といたしたいと思います。どうぞ協力をありがとうございました。

○事務局 加藤会長どうもありがとうございました。委員の皆様方には本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。これをもって本日の審議会を終了いたします。

閉会 午後4時7分